

企業行動規範の概要について

当取引所では、今般の規則改正において、従来の上場会社への規範的要素を含む上場規則及び要請事項等を再整理し、これに新たな事項を加えて、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」と、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」に区分して、企業行動規範として新たに制定することとしました。

上場会社各位におかれましては、規則改正の内容及び本概要を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 総 説

上場会社は、証券市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能を適切に発揮する観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、適時開示等規則において企業行動規範が制定されています。

企業行動規範は、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対する要請事項を明示し努力義務を課す「望まれる事項」により構成されており、「遵守すべき事項」に違反した場合には、公表措置等の実効性確保手段の対象となります。

上場会社は、企業行動規範の目的である株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の実現という趣旨を十分にご理解いただき、適時開示等規則に基づく上場会社の義務として、十分な対応を講じるようにしてください。

〔企業行動規範の構成〕

- 遵守すべき事項
 - ・ 書面による議決権行使等
 - ・ 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備
 - ・ 取締役会、監査役会又は委員会、会計監査人の設置
 - ・ 会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任
 - ・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備
 - ・ 第三者割当に係る遵守事項
 - ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合、単元株式数の変更の禁止
 - ・ M S C B等の発行に係る遵守事項
 - ・ 買収防衛策の導入に係る遵守事項
 - ・ M B O等に係る遵守事項
 - ・ 内部者取引の禁止
 - ・ 反社会的勢力の関与の禁止
 - ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止
- 望まれる事項

- ・投資単位の水準
- ・議決権行使に係る環境整備
- ・上場会社監査事務所等による監査
- ・内部者取引の未然防止に向けた体制整備
- ・反社会的勢力排除に向けた体制整備等

【適時開示等規則第29条～第46条関係】

〔上場外国会社の取扱い〕

- ・上場外国会社に対する企業行動規範の適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

【適時開示等規則第54条】

2. 遵守すべき事項

（1）書面による議決権行使等

上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めることが義務づけられています。ただし、株主の全部に対して会社法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、当該義務違反とはなりません。

【適時開示等規則第29条関係】

なお、上場会社は、株主総会を招集する場合に、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めないこととしたときには、直ちに名証に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

（参考）会社法（抄）

第298条第1項第3号
株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

（2）上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備

上場外国会社(その発行する上場外国株券が名証を主たる市場とする上場外国会社に限る。)は、株主総会の招集をする場合には、指図書(*1)及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類(*2)を、当該株主総会の日の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送することが義務づけられています。

(*1) 外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。

(*2) 議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。

【適時開示等規則第30条関係】

なお、上場外国会社は、上記の指図書又は参考書類を発送しないことを決定した場合には、直ちに名証に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

(3) 上場内国会社の機関

上場内国会社は、以下に掲げる機関を置くことが義務づけられています。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）
- (3) 会計監査人

【適時開示等規則第31条関係】

なお、上場内国会社は、上記の機関を置いていない又は置かないことを決定した場合には、名証に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

本規定につきましては、施行日（平成21年11月9日）から1か年経過した日以後に最初に到来する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用します。

(4) 公認会計士等

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務づけられています。

【適時開示等規則第32条関係】

なお、上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない又は決定しないこととした場合には、直ちに名証に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

本規定につきましては、施行日（平成21年11月9日）から1か年経過した日以後に最初に到来する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用します。

(5) 業務の適正を確保するために必要な体制整備

上場内国会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定することが義務づけられています。

【適時開示等規則第33条関係】

なお、上場内国会社は、当該業務の適正を確保するために必要な体制整備を決定していない又は決定しないこととした場合には、直ちに名証に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

本規定につきましては、平成22年7月1日から適用します。

(参考) 会社法(抄)

第362条第4項第6号

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

第416条第1項第1号ホ

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(参考) 会社法施行規則(抄)

第100条 法第362条第4項第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、第1項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
- 3 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社をむ。)である場合には、第1項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第112条第2項

法第416条第1項第1号ホに規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(6) 第三者割当に係る遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、希薄化率が25%以上となるとき又は 支配株主が

異動することになるときは、原則として、a．経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、b．当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認の手続きを経ることが義務づけられています。ただし、例えば、資金繰りが急速に悪化してa．又はb．の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に当該手続きを不要とすることとしています。

【適時開示等規則第34条、同取扱い17】

第三者割当に係る遵守事項その他第三者割当に係る上場制度の概要、実務上の留意事項の詳細及び適時開示実務上の取扱いは、別添3-2「第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等について」を参照してください。

- (7) 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合、単元株式数の変更の禁止

上場会社は、流通市場に混乱又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合、単元株式数の変更を行うことが禁止されています。

【適時開示等規則第35条関係】

〔留意事項〕

名証は、上場会社について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合には、その上場を廃止するものとしています。

【株券上場廃止基準第2条第1項第17号】

- 継続保有を行使条件とする新株予約権の無償割当て

株式の継続保有を行使条件とする大規模な新株予約権の株主への無償割当てについては、新株予約権無償割当てを受けた株主の株式売却行為を事実上困難にし、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されることなどから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると判断される可能性が高いと考えられます。

- 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合

上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為(株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと名証が認めるものに限る。)は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているものとして、その上場を廃止することとしています。

【株券上場廃止基準の取扱い1(14)】

- (8) M S C B等の発行に係る遵守事項

上場会社は、M S C B等を発行する場合には、以下に掲げるM S C B等の買受人による転換

又は行使を制限するよう措置を講じることが義務づけられています。

上場会社がM S C B等を発行する場合には、M S C B等の買取契約において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において行使数量（ ）が当該M S C B等の発行の払込日時点における上場株券の数の10%を超える場合には、以下に掲げる内容を定めることが義務づけられています。

- (a) 当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使を行うことができない旨
 - (b) 上場会社は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。
 - (c) 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
 - (d) 買受人は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で(b)、(c)の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも(b)、(c)の内容を約させること。
 - (e) 上場会社は、転売先となる者との間で、(b)、(c)の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも(b)、(c)の内容を約すること。
- () 行使数量は以下のとおり計算するものとします。
- ・当該M S C B等を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。
 - ・当該M S C B等以外に当該上場会社が発行する別のM S C B等があり、かつ、行使可能期間が重複する別回号M S C B等がある場合は、当該M S C B等と当該別回号M S C B等の新株予約権等の行使数量を合算する。
 - ・上場株券の数は、当該M S C B等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合、上場株券の数の公正かつ合理的な調整を行い、当該上場会社が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合、当該別回号M S C B等の発行の払込日時点における上場株券の数及びの規定に基づく上場株券の数として、取り扱うものとします。

買取契約には、以下の期間又は場合には、制限超過行使を行うことができる旨を定めることができます。

- ・対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から、当該行為がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- ・上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- ・取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合
- ・新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間(M S C B等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。)

以下に掲げるすべての要件を満たす場合その他名証が適当と認める場合には、上記行使超過に係る制限義務の適用対象外となります。

- (a) 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行する場合
- (b) 上場会社と買受人との間で対象株券等について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表される場合
- (c) 買受人が、保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わない場合
- (d) 買受人が、当該買受け後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わない場合

上場会社が発行する有価証券に係る金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして規定を適用します。

【適時開示等規則第36条関係】

〔MSCB等の発行を行う際の適時開示〕

MSCB等の発行を行う際の適時開示等の詳細は、会社情報適時開示ガイドブック「第2章1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」に係る実務上の取扱い等を参照してください。

〔MSCB等の発行に関する実務上の留意事項〕

MSCB等の発行を行うに際しては、適時開示等規則に定める企業行動規範を遵守したうえで、会社情報適時開示ガイドブック別添2項番3【MSCB等の発行に関する留意事項】を踏まえ、適切に対応してください。

(9) 買収防衛策の導入に係る遵守事項

上場会社は、買収防衛策を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。)する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重することが義務づけられています。

- (1) 開示の十分性
買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。
- (2) 透明性
買収防衛策の発動(買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。)及び廃止(買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。)の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。
- (3) 流通市場への影響
株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。
- (4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

【適時開示等規則第37条関係】

〔買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要〕

買収防衛策の導入等を行うに際しては、適時開示等規則に定める尊重義務等を遵守したうえで、会社情報適時開示ガイドブック別添2項番2【買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要】を踏まえ、適切に対応してください。

(10) MBO等に係る遵守事項

上場会社は、MBO等（公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付け）に関して意見表明等を行う場合は、適時開示を必要かつ十分に行うことが義務づけられています。

【適時開示等規則第38条関係】

〔MBO等の開示に係る適時開示実務上の取扱い〕

MBO等に関して意見表明等を行う場合には、別添3-4「MBO等に係る適時開示実務上の取扱いについて」を踏まえ、適切に対応してください。

(11) 内部者取引の禁止

上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引（*）を行わせてはならないこととしています。

（*）金融商品取引法第166条及び第167条によって禁止される取引をいう。以下同じ。

【適時開示等規則第39条関係】

なお、このほか、「望まれる事項」として「内部者取引の未然防止に向けた体制整備」を定めています。該当箇所もあわせてご参照ください。

(12) 反社会的勢力の関与の禁止

上場会社は、その経営に反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

・次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項目において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係

- a．上場会社
- b．上場会社の親会社等
- c．上場会社の子会社
- d．上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）

・上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【適時開示等規則第40条、同取扱い19】

なお、上場会社がその経営に反社会的勢力の関与を受けているものとして上記の禁止されている関係を有している事実が判明した場合において、その実態が名証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと名証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【株券上場廃止基準第2条第1項第19号、同取扱い1(16)】

このほか、「望まれる事項」として「反社会的勢力排除に向けた体制整備等」を定めています。該当箇所もあわせてご参照ください。

(13) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止

上場会社は、企業行動規範上の「遵守すべき事項」に個々に掲げられた事項に加えて、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すること、その他市場規制全般の趣旨に反すると名証が認める行為を行うことが禁止されています。

【適時開示等規則第41条関係】

これは、企業行動規範の「遵守すべき事項」に関するいわゆるバスケット条項として定められているものであり、「遵守すべき事項」として個別に掲げる事項に加え、企業行動規範の趣旨に照らしてそれに準じる行動についても禁止するものです。

3. 望まれる事項

(1) 投資単位の水準

上場内国会社は、投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努力することが義務づけられています。

【適時開示等規則第42条関係】

名証は、安定的で活力ある株式市場の確立に向けて幅広い投資者層、とりわけ多様な投資判断を有する個人投資者層の参入が必要かつ不可欠であるとの観点から、株式投資単位の引下げに関する施策を推進しています。投資単位の引下げは、個人投資者層の株式市場への参入を促し、ひいては我が国証券市場の活性化・直接金融の拡大に向けた基盤づくりに繋がるものと考えられています。

株式の投資単位とは、株式投資を行うために最低限必要な投資金額を表す言葉で、株価と売買単位（一単元の株式の数）で決まります。投資単位引下げには、「株式の分割」と「単元株式数のくくり直し」の二つの方法があります。「株式の分割」とは、従来の1株を2株や3株に分割する方法で、分割後の1株あたりの株価を引き下げることにより、投資単位を引き下げます。一方、「単元株式数のくくり直し」とは、上場会社の定める一単元の株式の数を1,000株から100株に変更するというように、売買単位を小さくすることによって、投資単

位を引き下げする方法です。

〔投資単位の引下げに関する開示義務〕

上場内国会社は、上場内国株券の最近の投資単位が50万円以上である場合は、事業年度経過後3か月以内に、5万円以上50万円未満の水準へ移行するための考え方及び方針等を開示することが義務づけられています。詳細は、当該項目に係る実務上の取扱い等を参照してください。

なお、事業年度経過後3か月以内に5万円以上50万円未満の水準へ移行するための方策を実施することを予定している場合には、当該開示を行う必要はありません。

(2) 議決権行使に係る環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることが義務づけられています。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令第36条の2に規定する参考書類(以下「招集通知等」という。)を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (4) 招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【適時開示等規則第43条関係】

(参考) 会社法(抄)

第299条第1項

株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日を2週間(前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間))前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

第301条第1項

取締役は、第298条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、第299条第1項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下この款において「株主総会参考書類」という。)及び株主が議決権を行使するための書面(以下この款において「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

(参考) 金融商品取引法施行令(抄)

第36条の2 議決権の代理行使の勧誘(法第194条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の

発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第36条の4から第36条の6までにおいて同じ。)を行おうとする者(以下この条及び第36条の6において「勧誘者」という。)は、当該勧誘に際し、その相手方(以下この条及び第36条の6において「被勧誘者」という。)に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類(以下この条から第36条の5までにおいて「参考書類」という。)を交付しなければならない。

- 2 勧誘者は、前項の規定による委任状の用紙又は参考書類の交付に代えて、当該被勧誘者の承諾を得て、当該委任状の用紙又は参考書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該勧誘者は、当該委任状の用紙又は参考書類を交付したものとみなす。
- 3 勧誘者は、前項前段の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該被勧誘者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た勧誘者は、当該被勧誘者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該被勧誘者に対し、第2項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該被勧誘者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第1項の委任状の用紙の様式は、内閣府令で定める。

(3) 上場会社監査事務所等による監査

上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めることが義務づけられています。

【適時開示等規則第44条関係】

(4) 内部者取引の未然防止に向けた体制整備

上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めることが義務づけられています。具体的には、社内規程を整備するとともに役職員への周知徹底を図ることや、役職員向けの研修を定期的に実施することなどの対応が考えられますが、各社の実態・実情に即した実効性のある未然防止体制を構築されることが望まれます。

【適時開示等規則第45条】

なお、このほか、「遵守すべき事項」として「上場会社としての内部者取引の禁止」を定めています。該当箇所もあわせてご参照ください。

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めることが義務づけられています。

【適時開示等規則第46条】

このほか、「遵守すべき事項」として「反社会的勢力の排除」を定めています。該当箇所もあわせてご参照ください。

4. 企業行動規範に係る報告義務

上場会社は、以下に掲げる場合に該当したときは、名証に報告することが義務づけられています。

- ・上場内国会社が書面による議決権行使等、上場内国会社の機関、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- ・上場内国会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

【適時開示等規則第53条第2項関係】

(参考) 会社法(抄)

(取締役の資格等)

第331条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- (1) 法人
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (3) この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は金融商品取引法第197条、第197条の2第1号から第10号の3まで若しくは第13号、第198条第8号、第199条、第200条第1号から第12号の2まで、第20号若しくは第21号、第203条第3項若しくは第205条第1号から第6号まで、第19号若しくは第20号の罪、民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法(平成14年法律第154号)第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 2 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。
 - 3 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。
 - 4 取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。

(監査役の資格等)

第335条 第331条第1項及び第2項の規定は、監査役について準用する。

- 2 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。
- 3 監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

(会計監査人の資格等)

第337条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項第2号に掲げる者を選定するこ

とはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- (1) 公認会計士法の規定により、第 4 3 5 条第 2 項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- (2) 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(委員の選定等)

第 4 0 0 条 各委員会は、委員 3 人以上で組織する。

2 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

3 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

4 監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）は、委員会設置会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

5 . 企業行動規範違反への対応

適時開示等規則では、企業行動規範の「遵守すべき事項」の違反行為などに対して、違反行為の公表措置、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など、その実効性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

【適時開示等規則第 4 7 条～第 5 3 条関係】

詳細は、別添 2 「上場会社に対する自主規制の概要について」を参照してください。

以 上